

第3回 埼玉県県南中央交通圏タクシー準特定地域協議会 議事録

平成28年3月16日(水) 14:00～
@埼玉県県民健康センター 大会議室A

【高原専務】

若干定刻より早く皆様お揃いとなりましたので、ただいまより、第3回埼玉県県南中央交通圏におけるタクシー準特定地域協議会を開催致します。本日はご多忙の中、関係者の皆様方には、ご出席を頂きまして、誠にありがとうございます。

申し遅れましたが、私は、一般社団法人埼玉県乗用自動車協会の専務理事をしております高原と申します。議事に入るまでの進行につきましては、事務局を代表して私が務めさせて頂きますので、何卒よろしくお願い申し上げます。

なお、本協議会につきましては、協議会設置要綱において「協議会は原則として公開とする。」とされておりますので、本日の協議会は公開とさせて頂いておりますので、ご理解のほど宜しくお願いします。また、報道関係の方々にはお願いしますが、カメラやビデオ撮影については冒頭のみ撮影とさせていただきたいと思っておりますので、ご理解よろしくお願い致します。

それでは報道関係の方、写真撮影をお願いします。・・・

— 報道関係の方々の撮影時間 —

よろしいですか。本日の配付資料の確認をさせて頂きます。ご面倒でもよろしくお願い致します。

まず、『議事次第』でございます。続いて、『出席者名簿』、『構成員名簿』、『配席図』、と続きまして資料でございます。

- 資料1 タクシー事業の現状及び適正化の取組状況について A4版横
- 資料2 タクシー事業の活性化に向けた取組み状況について A4版横
- 資料3-1 特定地域の指定について
- 資料3-2 タクシー利用者の意向の把握等のアンケート調査結果について
- 参考資料1 準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化の推進のために監督上必要となる措置等の実施について 公示でございます。
- 参考資料2 準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の需給状況の判断結果について 公示でございます。
- 参考資料3 準特定地域における適正と考えられる車両数について 公示でございます。
- 参考資料4 特定地域の指定基準について 公示でございます。
- 参考資料5 埼玉県県南中央交通圏タクシー準特定地域協議会設置要綱
- 参考資料6 特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法の改正による変更のポイント

以上、資料をご用意しております。資料に不足等ございましたら、お申し出ください。よろしいでしょうか。

続いて、本日まで出席頂いております構成員の皆様方をご紹介させて頂くところがありますが、大変申し訳ございませんが、議事進行の関係からお手元にお配りしております『出席者名簿』、『配席図』をもって、ご紹介に代えさせていただきます。

尚、本日の協議会につきましては、構成員の過半数のご出席を頂いておりますので、埼玉県県南中央交通圏タクシー準特定地域協議会設置要綱第5条第15項に基

づき、有効に成立しておりますことをご報告申し上げます。

また、前回同様、埼玉運輸支局の行政の方々は構成員から外れておりますが、本日はオブザーバーとしてご出席頂いておりますことをご報告申し上げます。

それでは、これより議事に入りたいと思います。ここからの議事の進行は、尾崎会長にお任せ致します。

尾崎会長よろしくお願ひ申しあげます。

【尾崎会長】

はい、わかりました。よろしくお願ひします。それでは、議事に入ります。

改正特措法施行後の準特定地域として第3回の協議会でございますが、本日はまず、埼玉県県南中央交通圏における「タクシー事業の現状について」、並びに、これまでの「タクシー事業の活性化に向けた取組について」の説明をして頂きます。

そしてその後、昨年、平成27年12月25日付けで関東運輸局長から当協議会会長あてに通知のあった、『特定地域の指定について』について説明を頂きたいと考えております。

また、その通知においては、「特定地域の指定に関する議論を行うにあたっては、特定地域に指定された場合における法的効果に鑑み、協議会において利用者の意向を十分に踏まえた上で議論を行っていただくように」との指示があり、事業者団体の一般社団法人埼玉県乗用自動車協会が利用者アンケート調査を実施しましたので、資料3-2『タクシー利用者の意向の把握等のアンケートの調査結果について』に基づき結果を説明して頂き、その上で、委員の皆様による特定地域の指定に係る希望の有無について議論・協議を踏まえ、最終的に協議会として、その特定地域の指

定に希望するか否かの結論を出していきたいと考えております。

特定地域の指定の希望に関する結論につきましては、本年3月末日までに協議会において決議を得た上で、国土交通大臣あてに報告するよう求められておりますので、本日は各委員の皆様方に忌憚のないご意見を頂きまして、後程、指定の希望の有無について議決を取らせていただきたいと思いますと考えております。

それでは、『議事次第』にしたがって進行をさせていただきます。

まず、(1)『タクシー事業の現状について』を事務局より説明をお願いしたいと、よろしく申し上げます。

【高原専務】

はい、それでは資料に従いましてご説明を申し上げます。

資料は1でございます。資料1『タクシー事業の現状について』をご覧ください。

1ページにいて頂きまして、現在、県南中央交通圏、準特定地域であり、供給過剰となる恐れがある地域指定となっております。自主的な取り組みとして、上の表をご覧ください。活性化に資する特定事業計画の認定状況でありまして、内、事業再構築、現車・休車のことを言いますが、減車79台、休車84台、計163台を減休車に取り組んだという表でございます。

下の表はですね、需給バランスを保つため、減休車をしたその結果ですね、減休車をしたけれども国が示した適正を考えられる車両数と乖離があるということが示されています。

現在車両数2,524、減車率としては4.1%、国が示した適正と考えられる車両数2,132から2,399、下限が2,132、上限が2,399、乖離の率としては上限で約5%、下限で約16%乖離がみられます。という表でございます。

ます。

次に2ページ目、県南中央交通圏の輸送実績等の推移であります。左上、総実車キロの推移、その下、延べ実働車両数の推移、右側の下の表ですね、営業収入、いずれも下降気味であります。右上の日車営収、回復基調にあります。これは、減休車の効果が表れているんじゃないかということが見てとれます。

3ページ目、乗務員の数でございます。県南中央交通圏の乗務員の数。登録が義務化されておまして、運転者証の交付状況となっておりますが、表のとおりですね、全産業的にも労働力不足がいわれておりますが、タクシー業界においても慢性的な乗務員不足が続いているということで、重要な課題となっております。それから、平均年齢はですね、現在は61.4歳となっている状況でございます。

4ページ目、年齢構成でありまして、60歳以上が65%を超える状況となっております。当然、若い方が入ってもらうのが重要であります。ある意味ですね、ある意味では元気な中高年の職場と前向きに捉える、捉えてよいかもしれない、ということが言えるかとも思います。

5ページ目、賃金の変動でありまして、全産業と比較すると近年ですが35%程下回っている状況にあります。

6ページ目、労働時間の現状でありまして、タクシー運転者は全産業と比較して長時間労働であることが見てとれると思います。

7ページ目は、事故の件数でございます。死傷者数が下段の数字のとおりであります。なお、走行100万キロ当たりの発生件数、直近5年間ではありますが、事故発生状況は全国平均を下回っている、埼玉県は下回っている状況にあります。

以上が、現状のポイントをですね資料に従いましてご説明申し上げました。以上でございます。

【尾崎会長】

ただいま事務局より『タクシー事業の現状について』ご説明がありましたが、ご意見やご質問のある方はよろしくお願ひ致します。如何でしょう。

よろしゅうございますでしょうか。ありがとうございました。では、続きまして、(2)『タクシー事業の活性化に向けた取組み状況について』を事務局よりご説明をお願ひ致します。

【高原専務】

はい、資料の2でございます。『タクシー事業の活性化に向けた取組み状況について』をご覧ください。

資料の2でございます。1ページ目、運行の効率化に資する無線のですねデジタル化の状況であります。埼玉県の開自無協加入のですね128社のデジタル化率88.9%というふうになっております。

2ページ目、関連してですね県南中央交通圏の加入業者の車両2,193両のデジタル化の状況でありまして、最近はですね、デジタル化率が下降気味でありまして、一方、右側のグラフ、IP無線がですね、IP無線に転換する傾向にある、ということを示しています。

次に3ページ目でございます。ドライブレコーダー或いは車内防犯カメラによるハード面の投資ということになっておりますが、事故防止、防犯対策の推進事業であります。ちょっと触れておきますが、25年11月にですね、埼玉県警と情報映像提供協定を締結してます。なおこの他に、路上寝込み等による交通事故の防止に関する協定、これは、県と県警と締結していますし、また、県とはですね、災害時

の人員輸送の協定を締結しています。

4 ページ目はですね、I P 無線配車による効率化、或いは、クレジット電子マネーハード面の投資ということで、I P 無線或いはデジタル化によって迅速配車に努め、或いは、電子マネー導入で利用者ニーズに応えるという状況にあります。

5 ページ目は、これは、小学校への、小学校のバリアフリー教室への協力、27 年度さいたま市の4校実施いたしまして、本協会といたしましては、地元のタクシー業者の協力を得て車両を提供したということでありまして、バリアフリー教室への協力を実施しております。

6 ページ目、交通事故防止対策。交通事故の防止は業界のですね、重点課題として取り組んでおります。グラフは全国の統計でございますが、当協会としては今後でもですね、安全は輸送業務の最大の使命、輸送の安全は事業の継続、2つの基本である旨、肝に銘じて推進をして参りたいと思っております。

7 ページ目ですね、UDタクシー、ユニバーサルデザインタクシーの普及促進と、ユニバーサルドライバー研修の拡充ということで触れております。UDタクシー、既にご存じかと思いますが、リフトやスロープが設置され乗降口に手すりを取り付けてあると、車椅子利用者や高齢者の利用にも配慮されたタクシーの利用促進を図っております。

ユニバーサルドライバー研修、この研修は、高齢者、障害者等の特性を理解し、円滑な対応を行うことができるようにしたものであり、タクシー乗務員の適切な対応を促進し、地域住民から評価を得て事業の活性化に資することを目指して行っているところでございます。こういうユニバーサルドライバー研修にもですね、取り組んでいる状況でございます。

8 ページ目、或いは9 ページ目ですね、8 ページは子育て育児支援タクシーの実

施、9ページは妊婦応援タクシー、お客様のニーズに応える新輸送サービスの提供に取り組んでいる一例でございます。8ページは、川口市の八千代交通で、9ページはうらわ合同協同組合でございます。

10ページ行きますと、観光タクシー事業の推進でございます。日栄交通の例が載っておりますが、定額運賃の設定をして観光タクシー事業を実施すると。なお、26年にですね『秩父おもてなし観光タクシードライバー認定制度』、27年には『小江戸川越観光タクシードライバー認定制度』を創設いたしました。活性化と地域の観光振興に寄与する事業を展開しております。

資料の2については以上でございます。

【尾崎会長】

はい、ありがとうございます。ただいま事務局から『タクシー事業の活性化に向けた取組み状況について』ご説明がありました。これについて、ご意見やご質問のある方はお願い致します。如何でしょうか。

よろしゅうございますでしょうか。こちらの業界が取り組んだ活性化、あるいは埼玉県の話があったけれども、この活性化については今後とも引き続き継続、発展して行く必要があると会長としても思っておりますので今後皆様方のご協力をお願い申し上げたい。よろしくお願い申し上げます。

それでは次に、次第（3）でございます。『特定地域の指定について』、こちらに進みますので事務局より説明をお願い致します。

【高原専務】

はい。資料はですね、資料3-1でございます。資料3-1をご覧ください。1

枚めくって頂きまして、昨年、平成27年12月25日付けで関東運輸局長から当協議会尾崎会長宛に『特定地域の指定について』の文書が発出されました。これは次の別添、平成27年1月30日付けの公示「特定地域の指定基準等について」に基づき該当状況を確認したところ埼玉県県南中央交通圏においてこの指定基準1.(6)を除いて全て合致しているという事でございます。

指定基準1.(6)については正にこの協議会での同意が必要という事でございますので各委員の皆様にお諮りをするものであります。

その前にですね、通達等の内容について説明を致します。この資料の後ろ側にも添付されておりますが、『参考資料4』をご覧ください。参考資料4 特定地域の指定基準等について公示でございます。1枚めくって頂きまして、1. 特定地域の指定。ちょっと読み上げますと、国土交通大臣は、直近年度末現在のタクシー車両数が適正車両数の上限値を上回っている準特定地域のうち、次の(1)から(6)のいずれにも、いずれにもですね、該当する営業区域を特定地域として指定するものとする。

それで(1)、実働実車率が平成13年度と比較して10%以上減少していること。この(1)は、県南中央交通圏は、10.6%減少で適合したということでございます。

(2) 次の①又は②のいずれかに該当すること。①が赤字事業者車両数シェアがですね、1/2以上であること。50%以上。これについては、県南中央交通圏は、65.6%でありましたので適合したということでございます。

【尾崎会長】 今のは、①あるいは②いずれかで①。

【高原専務】

はい。

(3) が人口 30 万人以上の都市を含む営業区域であること。さいたま市・川口市が含まれておりますので、これに該当していることとなります。

(4) 総実車キロが前年度と比較して 5 % 以上増加していないこと。県南中央交通圏、マイナスの 3. 0 % ということで適合したということでもあります。

(5) 次の①から③のいずれかに該当すること。県南中央交通圏は、②の当該営業区域における走行 100 万キロ当たりの法令違反件数の直近 5 年間の平均値が、全国における走行 100 万キロ当たりの法令違反件数の直近 5 年間の平均値を上回っていること。県南中央交通圏は平均値を上回っているということで適合でした。1 枚めくって頂きまして③がありますけどもこれには該当しません。

それで (6) 当該営業区域における協議会の同意があること。指定候補になっておりまして、(6) の協議会の同意があることが要件になりまして、本日の協議会にお諮り申し上げたものです。

資料の関係につきましては以上でございます。

【尾崎会長】

はい、ありがとうございます。只今の説明に関しましての質問事項承りたいと思いますが、如何でしょうか。ご意見でもかまいません。委員の方からご発言承りたいと思いますが如何でしょうか。よろしゅうございますでしょうか。いまのところ (1) から (5) の要件を満たしてるで、運輸局長から協議会に管内特定地域の通知がということでございます。

それでは、次に進みますが、平成 27 年の 12 月 25 日付けの関東運輸局長から

の文書の中で、特定地域の指定に関する議論を行うにあたっては、特定地域に指定された場合の法的効果に鑑み、利用者の意向を十分踏まえた上で議論が行われるよう、とございました。この件に関して事務局よりお願い致します。

【上城部長】

はい。それでは、資料3-2『タクシー利用者の意向の把握等のアンケート調査結果について』につきましてご説明致します。先ほど会長からもお話がありましたとおり、関東運輸局長からの通知のなかでタクシーの利用者の意向を十分に踏まえた上で議論が行われるようにという事で、アンケート方式による調査を実施致しました。皆様、ご承知の通り、平成21年10月1日より特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法施行され供給過剰状態にある地域においては、地域の関係者によるタクシー事業の適正化、所謂、供給輸送力の削減、また、活性化、これは需要喚起策でございます。この2つの取り組みが進められているところでございます。

今回のアンケートは、今後のタクシー事業の適正化・活性化を図る際に参考にさせて頂きたいと考え実施致しましたが、117名の方々よりアンケートへのご協力を頂きました。本アンケートの集計結果でございますが、時間等の都合もございまして、一問一問のご報告は省略させて頂きまして、それぞれご覧になって頂きたいと存じます。

このアンケートにより、私どもタクシー業界の置かれている現状といたしまして、重要視しければいけない点がございまして。問1から2枚ほど開けた問8ですが、「タクシーを利用する際に重視する点はどのようなことですか。」というところはですね、選択肢の3「丁寧な応接」これが28%、選択肢の1「安全性」が20%超、選択

肢の2「車内の清潔性・快適性」が16%と、全体の約65%を占めている点でございます。

また、次のページでございますが、問10では、「タクシー乗車中に事故の危険を感じたことはありますか」に対しまして、117名の回答者中5名の方がですね、危険を感じたと回答されております。

また、問18になりますけど、ここではですね「タクシーが法令違反をしているところを見たことがありますか」のところ、回答者の実に42.7%の方がですね、法令違反を頻繁に見かける、またはですね、見かけることがあると回答されております。本日は、この協議会のメンバーとなっております、埼玉県警察本部交通部の方もご出席されているわけですが、交通事故等考えるとですね、危険極まりないことでございます。職業ドライバーであるタクシー乗務員はですね、利用者の方々がタクシー乗車中に不安を与えるような運転や、ましてや、法令違反等をですね、起こすことはあってはならないことですので、今後、乗務員の教育、乗務員の事故防止講習会等もございますので、それらを通じまして、改めて乗務員教育の徹底を図らなければならないと思っております。

また、それとは違いまして、特に問19・20・21につきましてですね、利用者の方からですね忌憚のない意見を頂いております。例えば、問19のですね「普及を望むタクシーサービスや設備」また、問20の「今後あればいいと思うサービス」、これは非常に2つとも関連してございまして、問19ではですね、ワゴンタクシーやジャンボタクシー、環境に配慮したタクシー、子育てタクシー、乗合タクシー、電子マネーやクレジットカードによる支払い機器、また、問20では、タクシーの選択制、女性専用タクシー、多様な割引制度、いろいろなカード等を利用できる車両の普及、高齢者が乗降しやすいワンボックスタイプの車両等々、多様な意見がご

ございました。

また問21のですね、「利用者として、タクシーに望むこと」ではですね、内容に若干の違いはあるんですが、やはり問8との意見と同様にですね、乗務員の応接対応、安全性を求める意見等が一番多いようでございます。その他、運賃面ではですね、タクシーを呼んでも車によって値段が違うので一緒の方がいい、または、道路状況より、運賃の差がないようなシステムの構築、等々でございます。

これらの意見、私ども業界にとりましてですね、たくさんの意見を頂きました。

現在、そして、今後の活性化等推し進めていく上でですね、大変、貴重な参考資料となり得る意見でございます。適正化もさることながら、活性化にも重心をかけて、地域に密着したサービスの向上を目指すために、本日、お集まり頂きました委員の皆様方のですね、ご協力を頂きながらタクシー事業の需要喚起策を進めて参ります。

改めまして、今回のアンケートにご協力頂きましたモニターの皆様方に対しましては、厚くお礼を申し上げる次第でございます。アンケート結果につきましては以上でございます。

【尾崎会長】

はい、ありがとうございました。

今のアンケート結果でございますが、この内容或いはこの説明に関しまして、ご意見、ご質問等をお答えできればと思いますが、如何でしょうか。よろしゅうございますか。

短期間で、アンケートを集められて、整理されて、非常にご苦労さまでした。私は思うんですけども、内容からいって、今ありましたけれども、この業界に対し

て、重要な有益なご助言を頂いている内容だと思えますので、是非、適正化・活性化に活かして頂きたい、このように考えます。

そうしますと、議決に移るわけですが、その参ります前に議決方法について事務局より説明をお願い致します。

【高原専務】

はい。議決方法についてご説明を申し上げます。資料はですね、参考資料の5でございます。参考資料5『埼玉県県南中央交通圏タクシー準特定地域協議会設置要綱』です。3ページ目の中程、第5条第10項(4)に当たる箇所をご覧ください。今回、特定地域の指定を受けるか否かの内容となるため(1)～(3)以外の議決に該当致します。ここに記載のあるとおり①～③全てを満たす場合、合意となります。

①は、当協議会、尾崎会長が合意していること、②、特定地域の指定に合意するタクシー事業者が当該準特定地域内の営業所に配置する車両の台数の合計が、協議会の構成員であるタクシー事業者の営業所に配置する車両の台数の合計の過半数であること、③、①及び②以外の構成員において、第4条第1項(3)に掲げる構成員である「労働組合等」はその区分毎に1個の議決権を、その他の構成員である(1)関係地方公共団体の長、(4)地域住民、(5)⑤の学識経験者を除くその他協議会が必要と認める者については、各自1個の議決権を与えるものとし、過半数が合意していることとなります。

議決についてでございますが、尾崎会長及びタクシー事業者以外の構成員の皆様におかれましては、合意、非合意について挙手にてお願いしたいと思いますが、もう一度いいます。労働組合、埼玉県、さいたま市、鴻巣市、上尾市、さいたま商工

会議所、埼玉労働局、県警の交通規制課、交通指導課の皆様方でございます。合意、非合意について挙手にてお願いしますが、よろしいでしょうか。

【埼玉県警交通規制課 佐々木氏】

すいません。

【尾崎会長】

はい、では、お願いします。

【埼玉県警交通規制課 佐々木氏】

埼玉県警の交通規制課新井の代理で参りました佐々木と申します。警察という業務の特殊性を考えまして、本日、大変申し訳ないんですが、埼玉県警交通規制課及び交通指導課にありましては、議決になったとき棄権させて頂くということをお願いしたいと思いますので宜しくお願いします。

【埼玉労働局 馬場氏】

埼玉労働局でございます。子安の代理として参りました馬場と申します。埼玉労働局につきましても検討した結果なんですが、どちらかにしなければならないというような状況ではないというふうに判断をさせて頂きました。そのため、いずれかへの投票を控えさせて頂いてですね、棄権させて頂いて結果につきましては、会長に一任したいと思いますので。

【高原専務】

会長一任でよろしいですか。

【埼玉労働局 馬場氏】

はい、宜しくお願いします。

【高原専務】

他に、棄権される方は…いらっしゃいませんね。

それでは、会長一任**1**、棄権**2**、ということになるかと思えます。よろしいでしょうか。

【尾崎会長】

今の発言では、確認させて頂きますけども、埼玉県警の交通規制課新井様、それから交通指導課の風上様のは、これ、棄権ということで、会長一任ではなく棄権ということで、そういうことで、わかりました。それから、埼玉労働局の子安様は会長一任頂けるということで、はい、有り難うございました。

【高原専務】

以下、尾崎会長、宜しく願いをいたします。

【尾崎会長】

ありがとうございました。それでは議決に進ませて頂きます。まず、タクシー事業者の意向について事務局より報告をお願いいたします。

【高原専務】

はい。タクシー事業者の意向についてご報告致します。当該交通圏における構成員たる法人タクシー事業者は**57**事業者が存在しており、また、個人タクシー事業者については**116**事業者であります。全事業者についてこの場で議決をする事が不可能な状況であるため、事務局より該当事業者へ書面にて事前に「合意する」、又は、「合意しない」、の旨の回答を得ておりますのでご報告させて頂きます。

本日現在の構成員の埼玉県南中央交通圏の車両数はタクシー車両**2,182**両、その他ハイヤー車両**11**両、個人タクシー車両**116**両、合計**2,309**両となります。そのうち「特定地域」に合意する車両数は**1,337**両でございました。

なお、個人1事業者1両が回答を棄権いたしました。以上、ご報告いたします。

【尾崎会長】

はい、有り難うございます。今、事務局より報告ございました。

私の方から整理致しますと、②のタクシー事業者につきましては、これは県南中央交通圏の車両数 **2, 309** 両のうち合意車両は **1, 337** 両ということで過半数ということでございました。従いまして、先ほどの②です。要件として3つございましたけれど、②については「**合意**」されたということでございます。

では、続きまして、③の構成員の議決をとらせて頂きたいと存じます。設置要綱第4条第1項(3)労働組合等については1票、他の(1)関係地方公共団体の長、それから、(4)地域住民、及び(5)その他協議会が必要と認める者(会長を除く)の構成員については各自1票となります。なお、本日欠席の構成員の方々おられますが、事前に会長一任を頂く委任状をご提出頂いておりますことを報告致します。

そうしますとですね、先ほど棄権或いは会長一任して頂いたお三方がございましたけども、除いた方々でですね、特定地域の指定に関して合意して頂けるという方はですね、挙手をお願い申し上げます。

はい、では事務局確認してください。

***** 事務局にてカウント *****

今、事務局から報告ございましたけども、本日ご出席頂いている方々、ご参画頂いた方9票でございますけども、合意が6票、非合意が0、一任を頂きますという方が1名おられました。それから、棄権をされるという方が2名ということでございます。本日の9票ではそういうことになりますね。それから、一任の方がおられ

と。2票を加えるわけですね。今日ご出席頂いていないどなたかといいますと、鴻巣市の商工会会長様、それから、東日本旅客鉄道株式会社ですね、2つの構成員の方からは会長一任ということでございました。

そうしますと、合意という方々が6票、(3)・(4)・(5)の総数の11のうちの6の賛成を頂いておりますので、タクシー事業者以外の構成員につきまして「合意」という判断となったことをご報告申し上げたいと存じます。

そうしますと、以上の結果を踏まえまして、私、会長でございますけれども①の要件、私も「合意」との判断ということを致したいと存じます。

以上によりまして、①・②・③それぞれの要件を全て満たすということになりましたことをご報告申し上げます。よって、繰り返しですが、設置要綱第5条第10項(4)の規定を満たしておりますので、当該埼玉県南中央交通圏タクシー準特定地域協議会において「合意」ということになりました。

本日、皆様でご協議頂きまして当協議会においては、特定地域の指定に「同意する」との結論に至りました。有り難うございます。

今後の流れといいますか、今後について埼玉運輸支局の方々がオブザーバーとしていてくださっておられますのでご説明をお願いしたいと、宜しくお願いします。

【柳瀬首席】

はい。すいません。埼玉運輸支局です。本日の結果につきましては、「同意する」旨を尾崎会長の名において関東運輸局長経由で、国土交通大臣あてに報告を行って頂きます。

「特定地域の指定」につきましては運輸審議会への諮問を行い、地域指定が妥当であるとの答申を得られた際には、国土交通大臣が特定地域として指定致します。時期につきましては、まだ、未定でございます。

指定されましたら、現在の「埼玉県県南中央交通圏タクシー準特定地域協議会」から「埼玉県県南中央交通圏タクシー特定地域協議会」へ衣替えというような形になりまして、強制力のある減車・営業方法等の制限対策について協議を開始する事となります。

次回の協議会につきましては、「特定地域の指定」がなされたのちに、第1回目の「特定地域協議会」を開催していくということになりますので、よろしく願い致します。以上です。

【尾崎会長】

はい、有り難うございました。

今後、この協議会で、合意したという旨をお伝え致しまして、運輸審議会ここで地域指定妥当だというような答申が得られた後、国土交通大臣から指定という、若干の時間はございますけれども、今後は、装いも新たに「特定地域協議会」となることが想定されますので、新たな地域計画を作成して取り組んで行く事となりますと思います。従いまして、引き続きタクシー事業の適正化及び活性化についてご議論をお願いしたいと存じますのでご協力をよろしくお願い申し上げます。

【尾崎会長】

では、本日の結果についての国土交通大臣宛への報告については、事務局より行う事といたしますのでよろしくお願い致します。

また、今後は装いも新たに「特定地域協議会」というものが発足することになりましたら、今後の協議会の日程については事務局を通して構成員の皆様にお知らせ致しますのでよろしくお願い致します。

事務局からは何か連絡事項はございますか。

【高原専務】

はい、只今の結果につきましてははですね、事務局より当協議会尾崎会長名にて国土交通大臣宛に関東運輸局を經由して報告を致します。

尾崎会長からお話がありましたが、次回協議会については、尾崎会長と開催日程等を協議のうえ、「第1回 特定地域協議会」を開催したいと考えております。委員の皆様にはまた改めましてご連絡を差し上げたいと思いますので宜しくお願い致します。以上でございます。

【尾崎会長】

議事の次第には、(4)「その他」とございますけども、事務局から何かございますでしょうか。

【高原専務】

特段ありませんが、会長の方から何かあればお願い致します。

【尾崎会長】

私の方から皆様に申し上げることは特にございません。

事務局長の方から何かございますか。如何でしょうか。

【小谷事務局長】

事務局長を務めさせて頂いております小谷でございます。

本日は、お忙しいところ、当協議会にご出席賜りまして、誠にありがとうございました。業界と致しまして、一言コメントさせて頂きます。

埼玉業界といたしましては、特定地域の指定の可否について、関係事業者の意思を確認するのに先立ち、全員協議会の機会を捉えたり、説明会を開催したり等で、法の趣旨や意義、特定地域に指定された場合の具体的な取組み内容、また、本法が、業界の要望に基づき、議員立法にて成立したものであり、業界が責任をもって対応

する必要があることなど、十分理解されるように努めて参りました。

この度、本協議会において皆様で議論して頂いた結果、協議会として特定地域の指定を「同意する」との結果となったわけですが、私どもタクシー事業者としても、特定地域に指定された場合、速やかに特定地域計画の作成に着手していきたいと考えております。

今後、更なる適正化及び活性化を両輪として積極的に取り組み、タクシー事業が地域の公共交通としての機能を発揮できるよう努力して参る所存でございますので、引き続きご支援ご協力のほど宜しくお願い致します。有り難うございます。

【尾崎会長】

はい、有り難うございました。私の方から皆様方にご支援ご協力をお願いしたいと思っております。そうしますと、これをもって本日予定の議事を終了させていただきますが、その他、全般にわたり、構成員の方々から何かご意見がありましたらお願い致します。

よろしゅうございますでしょうか。では、本日は、長時間のご協議、誠に有り難うございました。それでは、議事進行を事務局にお返しします。

【高原専務】

はい、尾崎会長、議事の進行、誠にありがとうございました。

以上を持ちまして、第3回埼玉県県南中央交通圏タクシー準特定地域協議会を閉会致します。

本日はご多忙の中、関係者の皆様方には、ご出席を頂きまして、誠にありがとうございます。心より御礼申し上げます。今後ともよろしく申し上げます。

ありがとうございました。